

論説

2017・3・4

政府が創設したい「テロ等準備罪」の原案は、やはり「共謀罪」と趣旨が同じだ。処罰対象を「百七十七の罪名に絞り込んだ」のが、一般市民が対象となる「罪も命も、到底賛成できない。」

安倍晋三首相は「1010年の東京五輪・パラリンピックに向けて創設が不可欠だ」と国会で強調した。だが、これは国民を説得させる。あたかもテロ対策の法案だとと思わせるからだ。

実際に明らかになつた原案には、テロの定義をテロの文字もなかつた。これでは看板と中身が一致しない。しかも、目的は国連の国際組織犯罪防止条約の綱領であるから、どう考へても共謀罪である。

国連が求めるのは、国境をまたぐテロファイアなる組織犯罪対策だ。金銭的・物質的な利益を得る犯罪、つまり麻薬や人身売買、マネーロンダリング（資金洗浄）などが含められる。国連の「法力行使」には「目的が非物質的利益にあるテロリストグループは原則として含まれない」と記してある」とかくも明白だ。

日本の場合、共謀罪を創設しないとも、テロファイアや暴力団などの犯罪に対する國内法は十分に整つてある。ひいては重大な犯罪については、十三の共謀罪、三十七の予備罪も持つてある。つまり現行法のままで条約を批准できる。そんな議論によって過去三回、この法案を阻止・廃案にしてきた経緯がある。

今回の場合は、政府が法案に「テロ」を認めた上に加え、テロに対する國民の不安を利用し、共謀罪を成立させる発想があるのではないか。そう疑われても仕方があるまい。政府は現在、法律にわざわざ「テロ」の文字をあえて入れる方針を決めたが、あまりに本末転倒である。

処罰対象の罪を六百七十六から二百七十七に絞つたが、一般市民が対象になる恐れが残っている。実際に、正当な活動をしている普通の団体であつても、その目的が「犯罪を実行する団体」に一致しないと認定されば、一組織的犯罪団体とみなされる。政府はそんな見解を出している。その判断は「犯罪を実行する団体」に一致しないと認めた。これが「座り込みをしておらず、何かの犯罪行為とみなされて、一網打尽にされる可能性がある。こんな発想を持つたが、もはやテロア対策というが、狙いは市民監視にあると疑われる。」